

証券コード 1788  
平成28年9月9日

株 主 各 位

滋賀県甲賀市信楽町江田610番地  
株式会社 三東工業社  
代表取締役社長 奥 田 克 実

### 第62回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年9月26日(月曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成28年9月27日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 滋賀県栗東市上鉤480番地  
当社 本社5階 会議室  
末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項 第62期(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで) 事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.santo.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

##### ① 事業の状況

当期におけるわが国経済は、製造業の生産活動は低水準が続き弱含みの状態にあり、需要面では個人消費の中にも底堅い動きはみられるものの、全体としては力強さに欠けた状態が続いております。

一方、建設業界につきましては、平成28年5月に西日本建設業保証株式会社が、保証による滋賀県内公共工事の請負金額が5か月連続の大幅減少であったとの結果を発表しており、厳しい状況にあります。

このような経済状況下、当社は現場力の強化、経費削減及びリスク管理の強化を重点的に取り組み、競争力を高める努力をまいりました。また、平成28年7月に過年度の工事案件について訴え提起前の和解が、大津簡易裁判所において成立し、73百万円の損害賠償債務発生により、同額の特別損失を計上いたしました。

この結果、当期の経営成績は、受注高5,108百万円(前期比8.2%増)、売上高5,287百万円(前期比4.4%減)、営業利益154百万円(前期比1.9%減)、経常利益153百万円(前期比2.2%減)、当期純利益64百万円(前期比54.9%減)となりました。

各セグメント別の概況は次のとおりであります。

##### 【土木部門】

土木部門におきましては、一般土木、地下技術、舗装等の工事を行っております。

当期の業績は、受注工事高2,527百万円(前期比14.5%減)となり、完成工事高2,766百万円(前期比13.8%減)、セグメント利益27百万円(前期比54.3%減)となりました。

#### 【建築部門】

建築部門におきましては、店舗、マンション、工場等の建築工事を行っております。

当期の業績は、受注工事高2,581百万円（前期比46.3%増）となり、完成工事高2,489百万円（前期比8.9%増）、セグメント利益109百万円（前期比36.2%増）となりました。

#### 【不動産部門】

不動産部門におきましては、不動産の売買等を行っております。

当期の業績は、売上高31百万円（前期比0.7%増）、セグメント利益17百万円（前期比1.6%増）となりました。

当事業年度の受注、繰越工事高および完成工事高 (単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	計	当 期 完 成 工 事 高	次 期 繰 越 高
土 木 部 門 計	1,096	2,527	3,624	2,766	857
一 般 土 木	1,065	1,945	3,011	2,189	821
地 下 技 術	11	166	177	144	33
舗 装	19	415	435	432	2
建 築 部 門	1,057	2,581	3,639	2,489	1,149
合 計	2,154	5,108	7,263	5,256	2,007

(注) 工事を施工する土木部門および建築部門のみの記載となっております。

#### ② 設備投資および資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資額は24百万円であり、このうち主なものは車両運搬具であります。

なお、資金については自己資金を充当いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第59期 (平成25年6月期)	第60期 (平成26年6月期)	第61期 (平成27年6月期)	第62期 (平成28年6月期)
受 注 高	4,509	6,694	4,721	5,108
売 上 高	4,945	5,921	5,527	5,287
経 常 利 益 または経常損失(△)	△81	△41	156	153
当 期 純 利 益 または当期純損失(△)	△94	△62	142	64
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△13円79銭	△9円07銭	20円81銭	9円39銭
純 資 産	2,414	2,375	2,477	2,472
総 資 産	3,600	3,727	3,743	3,590
1株当たり純資産額	352円18銭	346円48銭	361円35銭	360円62銭

## (3) 対処すべき課題

当社におきましては、引き続き営業力の強化（全社営業の展開・営業戦略の構築・計画的新規開拓営業・企画提案営業の強化など）に取り組んでまいります。

また、V E (Value Engineering: 価値工学) 活動を積極的に推進することで、お客様の満足度の向上とともに売上高と営業利益率の向上を目指します。

当社では滋賀県内に眠る森林資源の有効活用を図るため、昨今注目されておりますC L T (Cross Laminated Timber: 直交集成板) の研究を進め、今後はC L Tの積極的な利用・展開を促進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただき、今後も変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (平成28年6月30日現在)

土木、建築、舗装、各工事の総合請負

建設業法に基づく許可 国土交通大臣許可 (特-27) 第9082号

設計監理 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 (ロ)第2101号

不動産取扱 宅地建物取引業者免許 滋賀県知事 (7)第1845号

労働者派遣 労働者派遣事業許可 厚生労働大臣許可 派25-300225

(5) 主要な営業所 (平成28年6月30日現在)

本社 滋賀県栗東市上鉤480番地

本店 滋賀県甲賀市信楽町江田610番地

三重営業所 三重県伊賀市上野丸之内57番地17号

大津営業所 滋賀県大津市長等3丁目2番23号

草津営業所 滋賀県草津市草津2丁目12番29号

(6) 使用人の状況 (平成28年6月30日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	9名増	46.2歳	15.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (平成28年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,860,000株
- ③ 株主数 944名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社東物産	880	12.84
三東工業社従業員持株会	350	5.10
株式会社滋賀銀行	280	4.08
中川徹	250	3.65
東しづゑ	181	2.65
大西藤司	165	2.40
太洋基礎工業株式会社	160	2.33
中川瑞子	152	2.22
加藤エミ	152	2.21
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	151	2.20

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。  
2. 当社は平成28年6月30日現在、4,220株の自己株式を保有しております。  
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況 (平成28年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥田克実		
取締役副社長	奥村敏朗		
取 締 役	中村幸治	建築事業本部長	
取 締 役	矢森貞行	管理本部長	
取 締 役	山本喜彦	営業本部長	
取 締 役	田中久雄	土木事業本部長	
取 締 役	山本泰造		
常勤監査役	牧 信行		
監 査 役	三輪益三		
監 査 役	津田徳積		津田公認会計士事務所所長 京都機械工具株式会社 社 外 取 締 役

- (注) 1. 山本泰造氏は社外取締役、三輪益三、津田徳積の両氏は社外監査役であります。  
 2. 社外監査役津田徳積氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 社外取締役山本泰造、社外監査役三輪益三、津田徳積の3氏については、当社が東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

#### (2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	支 給 額	摘 要
取 締 役	8名	30百万円	(内社外取締役2名 4百万円)
監 査 役	3名	18百万円	(内社外監査役2名 8百万円)
合 計	11名	49百万円	(内社外役員4名 13百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成13年9月27日開催の第47回定時株主総会において年額120百万円（ただし使用人分給与は含まない）以内と決議をいただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成5年9月29日開催の第39回定時株主総会において年額300百万円以内と決議をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	関 係
社 外 取 締 役	山 本 泰 造	該 当 な し	該 当 な し
社 外 監 査 役	三 輪 益 三	該 当 な し	該 当 な し
社 外 監 査 役	津 田 穂 積	津田公認会計士事務所所長 京都機械工具株式会社 社 外 取 締 役	兼職先と当社との間に特別 な関係はありません

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会出席状況 (13回開催)	監査役会出席状況 (16回開催)
社外取締役 山本泰造	10回※	—
社外監査役 三輪益三	13回	16回
社外監査役 津田穂積	13回	16回

※山本泰造氏の社外取締役就任後の取締役会開催数は10回であります。

b. 取締役会における発言状況

社外取締役山本泰造氏は銀行の行員経験者としての立場として、社外監査役三輪益三氏は他社の監査役経験者としての立場にて、また、社外監査役津田穂積氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から、それぞれ議案審議等に必要発言は出席の都度適宜行っております。なお、重要な案件等につきましては、事前に説明を実施し、了解を得ております。

c. 監査役会における発言状況

社外監査役三輪益三氏、津田穂積氏は非常勤監査役であります。他の監査役から日頃の監査状況を聞き、また監査役会を通じ会社の業務執行の内容を十分に把握し、適正な監査意見を形成しております。なお、重要な案件等につきましては、事前に説明を実施し、了解を得ております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称および報酬等の額

区分	名称	当事業年度に係る報酬等の額	当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額
会計監査人	ひかり監査法人	14,500千円	14,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、必要な監査日数及び人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し監査報酬に同意しております。

##### (2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会の決定により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において以下のとおり決議しております。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役員および使用人等に法令・定款の遵守を徹底させるため、代表取締役自らが種々の機会を通じて企業理念を使用人等に伝えることにより、法令および定款を遵守した行動が可能な経営体制の確立に努め、不祥事の未然防止を行います。

また、コンプライアンス体制構築の環境整備として、適宜使用人等への教育も実施しております。

さらに、重要な法務問題およびコンプライアンスの取組みに関する事項については、社外の顧問弁護士と適宜協議し指導を受けております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定めております。

また、文書その他の情報は、規程に従って適切に保存、管理、および廃棄を実施するとともに、当該文書については取締役および監査役はこれらを開覧できるものとしております。

さらに、情報の管理については情報セキュリティに関するガイドラインを定め、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（工期の遅延、適切な組織対応、代金回収等）および情報セキュリティに係るリスクについては、全社的に規則、ガイドラインの制定、教育・訓練の実施を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、総務部が行うものとしております。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応しております。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回以上開催し、必要に応じて臨時に開催しております。また、取締役会の決定事項に当たっては、役員が役割分担を行い効率的な業務執行を行うものとしております。

**⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在当社には、監査役の職務を補助する使用人は置いていませんが、監査役から要望があった場合には、内部監査規程に基づき人員を配置することとしております。

また、その職務の内容は次のとおりであります。

- ア) 監査役会議事録作成
- イ) 資料の提供および調査
- ウ) その他事務連絡

**⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令については、監査役が直接行います。また、補助すべき使用人の人事考課および異動等については、監査役会の同意をもって決定することとしております。

**⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

重要事項については、監査役が出席する取締役会、営業会議、利益検討会議にて報告しております。また、その他の主要な会議においても適宜報告しております。さらに、監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底しております。

**⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について当社に対して前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

**⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役3名は、常勤監査役1名および社外監査役2名で構成され、取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監査を行い、社内の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求めるとしております。また、適宜意見交換の場を持ちそれらを当社の経営に反映できる体制を整備しております。

さらに、監査役会は、当社の会計監査人から監査の方法・結果等について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

**(2) 当該体制の運用状況の概要**

**① 内部統制システムの運用の状況等**

当社は、定例の取締役会を12回と臨時の取締役会を1回開催し、経営上の意思決定を行いました。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席して取締役の職務執行について厳正な監視を行いました。また、監査役会を16回開催し、監査役間の情報共有および意思疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し適宜説明を受けました。

**② 内部監査の状況**

内部監査体制につきましては、社長直轄の内部監査室が、当社の財産および業務運営の状況について適正性と効率性の観点から毎月監査を実施するとともに、当社の財務報告に係る内部統制システムの有効性について検証および評価を行いました。

**③ 監査役と内部監査部門との連携状況**

監査役と内部監査室とは、内部監査実施報告および意見交換等は、毎月定例会議を開催して行っております。監査役は、内部監査室と監査方針、監査スケジュール、監査結果等につき情報交換と意見交換を実施し、内部監査室の監査方法および結果について把握する等連携を図りました。

**④ 内部統制委員会の開催状況**

内部統制委員会は、取締役により構成され、その中から取締役副社長を内部統制委員長として決定し、内部監査の進捗状況や実施状況の結果についての報告を行うために随時実施しております。

なお、当期は内部統制委員会を4回開催いたしました。

**⑤ リスク管理体制の運用の状況**

当社は、取締役会の他、個別経営課題の協議の場として取締役により構成する幹部会議を適時開催しリスクの予防・管理を図りました。また、各部門会議を月1回開催し、その会議に担当取締役も出席し、リスクの予防・管理について伝達し周知・徹底いたしました。

**6. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針**

該当事項はありません。

## 貸借対照表

（平成28年6月30日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
<b>流動資産</b>	<b>2,738,055</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,064,095</b>
現金及び預金	1,973,118	支払手形	165,910
受取手形	107,709	工事未払金	529,861
完成工事未収入金	393,963	リース債務	5,187
販売用不動産	206,897	未払金	115,141
材料貯蔵品	665	未払費用	15,668
短期貸付金	2,915	未払法人税等	9,530
立替金	6,339	未払消費税等	11,218
その他流動資産	54,644	未成工事受入金	169,553
貸倒引当金	△8,200	預り金	5,623
<b>固定資産</b>	<b>852,342</b>	完成工事補償引当金	36,400
<b>有形固定資産</b>	<b>669,120</b>	<b>固定負債</b>	<b>53,978</b>
建物・構築物	136,872	預り保証金	11,590
機械・運搬具	129,859	預り敷金	25,000
工具器具・備品	18,275	リース債務	10,206
土地	383,998	繰延税金負債	7,182
建設仮勘定	114	<b>負債合計</b>	<b>1,118,073</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>30,891</b>	（純資産の部）	
ソフトウェア	6,853	<b>株主資本</b>	<b>2,457,587</b>
電話加入権	2,796	資本金	849,500
借地権	21,241	資本剰余金	625,900
投資その他の資産	152,330	資本準備金	625,900
投資有価証券	134,940	利益剰余金	982,690
長期貸付金	200	利益準備金	188,250
更生債権等	17,618	その他利益剰余金	794,440
長期前払費用	1,500	別途積立金	700,000
会員権	36,810	繰越利益剰余金	94,440
その他投資等	8,890	<b>自己株式</b>	<b>△502</b>
貸倒引当金	△47,628	評価・換算差額等	14,735
		その他有価証券評価差額金	14,735
<b>資産合計</b>	<b>3,590,397</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,472,323</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,590,397</b>

## 損益計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	5,256,011	
不動産事業等売上高	31,283	5,287,295
売 上 原 価		
完成工事原価	4,829,947	
不動産事業等売上原価	13,507	4,843,455
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	426,063	
不動産事業等総利益	17,775	443,839
販売費及び一般管理費		289,567
<b>営 業 利 益</b>		<b>154,272</b>
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	3,143	
その他の営業外収益	1,556	4,699
営 業 外 費 用		
支払利息	3,868	
支払保証料	1,848	5,717
<b>経 常 利 益</b>		<b>153,254</b>
特 別 利 益		
固定資産売却益	1,600	1,600
特 別 損 失		
固定資産売却損	278	
固定資産処分損	1,582	
支払和解金	73,000	74,861
<b>税引前当期純利益</b>		<b>79,992</b>
法人税、住民税及び事業税		15,584
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>64,408</b>

## 株主資本等変動計算書

（平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成27年7月1日 期首残高	849,500	625,900	625,900	188,250	600,000	164,311	952,561	△502
事業年度中の 変動								
別途積立金の積立					100,000	△100,000	—	
剰余金の配当						△34,278	△34,278	
当期純利益						64,408	64,408	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動 額合計	—	—	—	—	100,000	△69,870	30,129	—
平成28年6月30日 期末残高	849,500	625,900	625,900	188,250	700,000	94,440	982,690	△502

	株主資本	評価・換算差額等		純 資 産 計
	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年7月1日 期首残高	2,427,458	49,852	49,852	2,477,310
事業年度中の 変動				
別途積立金の積立	—			—
剰余金の配当	△34,278			△34,278
当期純利益	64,408			64,408
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		△35,116	△35,116	△35,116
事業年度中の変動 額合計	30,129	△35,116	△35,116	△4,986
平成28年6月30日 期末残高	2,457,587	14,735	14,735	2,472,323

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項の注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法
---------	--

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
材料貯蔵品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

#### (3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法によっております。
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が改正リース取引会計基準適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事に関する瑕疵担保及びアフターサービス等の費用に充てるため、当事業年度末の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

#### (5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### (6) 消費税等に相当する額の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		1,696,458千円
(2) 担保に供している資産	土地	95,183千円
	建物	75,642千円
担保に係る債務の金額		— 千円

(3) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 損益計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数	普通株式	6,860,000株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	普通株式	4,220株
(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当		34,278千円
平成27年9月25日開催の第61回定時株主総会において、次のとおり決議をしております。		
・普通株式の配当に関する事項	配当金の総額	34,278千円
	1株当たり配当額	5円
	基準日	平成27年6月30日
	効力発生日	平成27年9月28日
(4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成28年9月27日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。		
・普通株式の配当に関する事項	配当の原資	利益剰余金
	配当金の総額	27,423千円
	1株当たり配当額	4円
	基準日	平成28年6月30日
	効力発生日	平成28年9月28日
(5) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。		

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,005千円
販売用不動産評価損	8,485
繰越欠損金	53,838
ゴルフ会員権評価損	5,251
有姿除却	5,342
投資有価証券評価損	3,363
減損損失	15,346
完成工事補償引当金繰入額	11,087
その他	4,788
繰延税金資産小計	124,509
評価性引当額	△124,509
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,182
繰延税金負債合計	△7,182
繰延税金資産（△負債）の純額	△7,182

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.83%から平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.46%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。また資金調達については、銀行借入による方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

#### ④営業債務の「流動性リスク」の管理体制

各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ⑤金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,973,118千円	1,973,118千円	－千円
(2) 受取手形	107,709	107,709	－
(3) 完成工事未収入金	393,963	393,963	－
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	131,940	131,940	－
資産計	2,606,732	2,606,732	－
(1) 支払手形	165,910	165,910	－
(2) 工事未払金	529,861	529,861	－
負債計	695,771	695,771	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形 (2) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（貸借対照表計上額3,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
(1) 現金及び預金	1,973,118千円	－千円	－千円
(2) 受取手形	107,709	－	－
(3) 完成工事未収入金	393,963	－	－
合計	2,474,792	－	－

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、滋賀県甲賀市及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。平成28年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,662千円（益）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び当事業年度末の時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
266,369千円	△3,770千円	262,598千円	297,237千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 360円62銭  
 1株当たり当期純利益 9円39銭

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年 8月19日

株式会社 三東工業社

取締役会 御中

ひかり監査法人

指定社員 公認会計士 土江田 雅史<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩 永 憲 秀<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三東工業社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひかり監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月25日

株式会社 三東工業社 監査役会  
常勤監査役 牧 信 行 ㊟  
社外監査役 三 輪 益 三 ㊟  
社外監査役 津 田 穂 積 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、業績に応じた配分を基本として、株主の皆様への安定的な利益還元と経営体質の強化を重要な経営方針の一つとして位置づけ、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第62期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

##### 2. 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、27,423,120円となります。

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年9月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第28条第2項の変更を行うものであります。当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ 会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、第6章「会計監査人」を新設、同章の中に第35条（選任および任期）、第36条（報酬等）を新設するものであります。また、現行定款において規定する監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう、附則に経過的な措置を新設するものであります。

④ 上記変更に伴う、章数、条数および号数の変更等ならびに諸規定の整備、条文の修正、追加等その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第10条 (条文省略)</p> <p>(召集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(召集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役相談役各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役相談役各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。なお、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印する。</p>	<p>第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。なお、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (条文省略) (取締役の報酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第27条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の限度内において取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度内とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第26条 (現行どおり) (取締役の報酬)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)  第30条 監査役は、株主総会において選任する。  2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期)  第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。  2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)  第32条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)  第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)  第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度内とする。</p>	
<p>(監査役会の招集)  第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。  2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議)  第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則)  第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役規則による。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)  第38条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p align="center"><u>第5章 監査等委員会</u> (監査等委員会の招集通知)</p>
(新設)	<p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各 監査等委員に対し、会日の3日前 までに発するものとする。 ただし、緊急を要するときは、 この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで 監査等委員会を開催することが できる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は、議決に 加わることができる監査等委員 の過半数が出席し、その過半数を もってこれを行う。</p>
(新設)	<p>(常勤監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によ って、常勤の監査等委員を選定す ることができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会の議事について は、その経過の要領および結果を 議事録に記載または記録し、出席 した監査等委員が記名捺印す る。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規則) 第34条 監査等委員会に関する事項に ついては、法令または本定款のほ か監査等委員会において定める 監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第6章 会計監査人 (選任および任期)
(新設)	第35条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
	2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	3. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
	(報酬等)
(新設)	第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第6章 計算 第39条～第41条 (条文省略)	第7章 計算 第37条～第39条 (現行どおり)
附則	附則
第1条 本定款は、その適用を平成27年9月25日からとする。	(削除)
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第62回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する社株数
1	奥田 克実 (昭和24年12月11日)	昭和52年4月 当社入社 平成16年8月 当社営業部長 平成17年9月 当社取締役営業部門長 平成19年9月 当社代表取締役社長 兼営業統括責任者 平成21年9月 当社代表取締役社長（現任）	33,000株
2	中村 幸治 (昭和43年12月5日)	平成2年4月 当社入社 平成18年2月 当社建築部門長 平成20年5月 当社執行役員建築事業部長 平成21年9月 当社取締役建築事業部長 平成25年7月 当社取締役建築事業本部長 (現任)	22,000株
3	矢森 貞行 (昭和41年8月19日)	平成元年4月 当社入社 平成17年2月 当社総務管理部長 平成17年9月 当社取締役総務管理部長 平成20年12月 当社総務部長 平成21年9月 当社取締役総務部長 平成25年7月 当社取締役管理本部長（現任）	41,000株
4	山本 喜彦 (昭和37年6月30日)	平成2年1月 当社入社 平成17年9月 当社建築営業担当部長 平成22年9月 当社取締役営業部長 平成25年7月 当社取締役営業本部長（現任）	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する社株数 の株式
5	田中久雄 (昭和31年8月20日)	昭和54年4月 当社入社 平成17年4月 当社土木第二部長 平成20年5月 当社執行役員土木第二部長 平成21年7月 当社土木工務部長 平成25年7月 当社土木事業本部長 平成25年9月 当社取締役土木事業本部長 (現任)	59,000株
6	※ 細川礼昭 (昭和32年9月3日)	昭和51年4月 三幸建設株式会社入社 昭和60年7月 当社入社 平成20年4月 当社営業部長 (現任)	14,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたし  
たいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得てお  
りません。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件  
として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株数
1	※ 奥村 敏朗 (昭和23年1月15日)	昭和46年4月 鹿島建設株式会社入社 平成6年4月 同社東京支店支店長室次長 平成11年4月 同社東京支店法務部長 平成14年1月 同社土木営業本部営業部長 平成24年7月 当社入社 平成24年7月 当社顧問 平成24年9月 当社取締役副社長(現任)	30,000 株
2	※ 山本 泰造 (昭和29年12月3日)	昭和52年4月 株式会社滋賀銀行入行 平成19年10月 同行営業統轄部参事役 平成21年6月 株式会社しがぎん経済文化 センター常務取締役 平成27年6月 同社退任 平成27年9月 当社取締役(現任)	一株
3	※ 津田 穂積 (昭和43年10月9日)	平成3年4月 神戸ケナメタル株式会社入 社 平成8年10月 中央監査法人入所 平成16年7月 津田公認会計士事務所設立 (所長)(現任) 平成16年9月 当社監査役(現任) 平成17年6月 京都機械工具株式会社社外 監査役 平成27年6月 同社社外取締役(現任)	20,000 株

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 山本泰造氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、銀行員としての豊富な経験が、当社の監査体制の強化に有用であると判断しました。
  3. 津田穂積氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士の資格を有し、企業財務管理等の経験や実績、知識等から当社の監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断しました。
  4. 当社は、山本泰造、津田穂積の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の承認が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
  5. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
  6. 山本泰造氏が当社の社外取締役として就任してから本総会終結の時をもって1年となります。なお、津田穂積氏は、当社社外監査役として就任してから本総会終結の時をもって12年間在任いただいております。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成13年9月27日開催の第47回定時株主総会において、年額120百万円（ただし使用人分給与は含まない）以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これまでと同額の年額120百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものとしたします。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

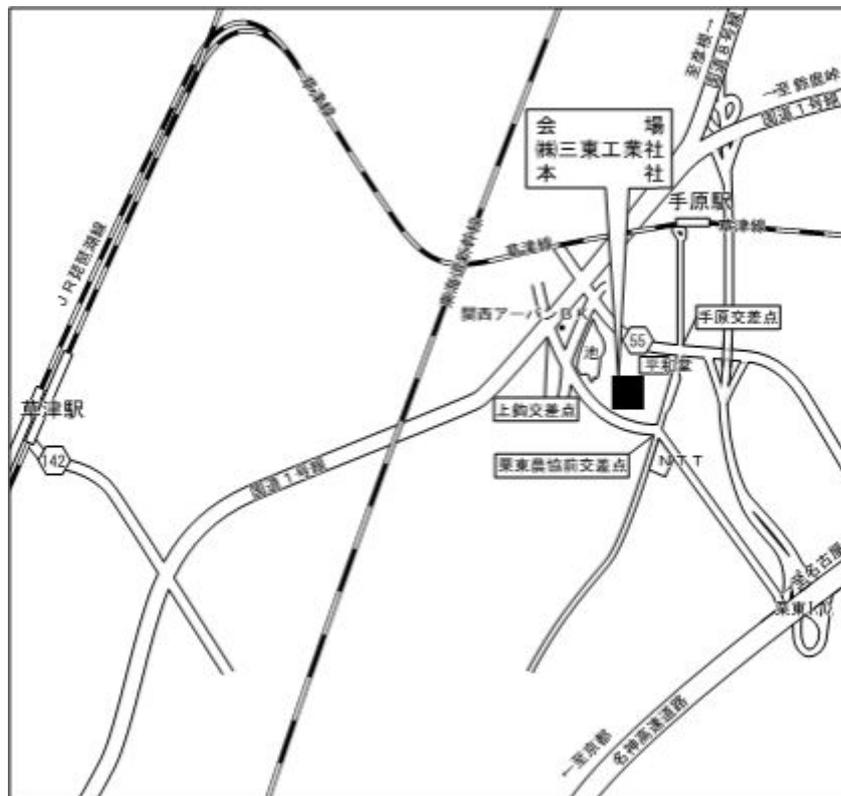
なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 滋賀県栗東市上鉤480番地  
当 社 本社5階 会議室  
T E L (077) 553-1111



最寄駅

手原駅（JR草津線）より徒歩約10分

お 車

名神栗東I.C.より約5分